

PwC's View

特集: **ERM** (全社的リスクマネジメント)

Vol. **12**
January 2018



IFRS ICによる却下通知(リジェクションノートイス)

～IFRS解釈指針委員会での議題から却下された論点～

IAS第19号「従業員給付」

PwCあらた有限責任監査法人
アカウントティング・サポート部

はじめに

「IFRS IC リジェクション」とは、一般に、IFRS解釈指針委員会(以下、「IFRS IC」。)が議題として取り上げないと判断した論点をいいます。IFRS ICは、関係者から寄せられたさまざまな論点を検討します。論点が議題として追加されると、解釈指針の開発や狭い範囲の基準の修正(「年次改善」としての修正を含む)の検討が開始されます。一方で、多くの論点は、議題として取り上げることが却下(リジェクション)されています。IFRS ICは、却下した論点について、論点の概要と、議題にしないと判断した理由を簡潔にまとめ、ウェブサイトなどで公表しています。「却下通知(リジェクションノートイス)」と呼ばれるこの情報は、基準承認の権限を有する国際会計基準審議会(以下、「IASB」。)の審議を経ずに公表されるものですので基準書ではありませんが、IFRS ICの見解を示しており、基準の適用において有用な情報といえます。

これまでどのような論点がIFRS ICに提出され、どのような却下通知が公表されたのか、今回はIAS第19号「従業員給付」を取り上げます。

IAS第19号は、全ての従業員給付に関するガイダンスを扱っています。IFRS ICは、これまで、IAS第19号に関連する22の論点を却下してきていますので、IAS第19号は、IFRS ICが最も集中的に議論した基準の一つとなりました。以下では、なかでも最も多く議論された論点の一つである割引率に焦点を当てて紹介します。

割引率

合成的に作成した優良社債(HQCB)と同等の利回り(2005年6月)

IFRS ICは、退職後給付債務の計算に使用する割引率を決定する際に、優良社債(high quality corporate bond : HQCB)についての厚みのある市場がない国において、国債の利回りの代わりに、通貨スワップや他の通貨建ての社債で合成的に作成した同等の利回りを参照することが可能かどうか、検討するよう要請されました。

IFRS ICの見解は、合成的に作成した同等の利回りを使用できないことは、IAS第19号のガイダンスから明らかだというものです。一方、IFRS ICは、その国の現地通貨が地域市場の通貨と同じである場合には(例えば、ユーロ)、その地域市場で入手可能なHQCBの市場利回りを参照することは合理的に許容可能であると考えました。ただし、その国の現地通貨が地域市場の通貨と異なる場合には、この考え方は適用できません。

優良社債(HQCB)(2013年11月)

IFRS ICは、退職後給付債務の計算に使用する割引率の決定に、「AA」よりも低い格付けの社債をHQCBとして使用することができるかどうか、検討するよう要請されました。要請者は以下の点を指摘しました。

- (a) IAS第19号は、どの社債がHQCBに該当するかを特定していない。
- (b) 一般に認められた格付機関による最上位2段階の格付け(例えば、「AAA」および「AA」)を受けている上場社債は、通常、HQCBであると、過去の一般的な実務において考えられてきた。
- (c) 金融危機により「AAA」または「AA」の社債の数が減少している。

IFRS ICは、HQCBの市場利回りの算定方法、特に、HQCBにはどのような格付けの社債が該当するのかについて

て、IAS第19号が明確にしていなかったことに着目しました。IFRS ICは、HQCBに該当する社債を判断する上で、IAS第19号84項および85項のガイダンスを考慮すべきであるとしました。すなわち、割引率は貨幣の時間価値および給付支払の見積時期を適切に反映しなければならない一方、企業固有の信用リスク、数理計算上のリスク、投資リスク、および将来の実績が数理計算上の仮定と異なる可能性についてのリスクは反映すべきではないと考えました。

さらに、IFRS ICは、IAS第19号83項の「優良」という用語は、信用度の絶対的な概念を表すものであり、所与の社債の母集団における信用度の相対的な概念を表すものではないことに留意しました。

上記を受けて、IFRS ICは、「優良」の概念は時期によって変化すべきではないと考え、HQCBの数が減少したことをもって、「優良」の概念は変化すべきではないと考えました。

また、IFRS ICは次の点にも言及しました。

- (a) 確定給付制度債務の現在価値を算定するために用いた重要な数理計算上の仮定を開示しなければならない。
- (b) 通常、割引率は重要な数理計算上の仮定である。
- (c) 企業は、経営者が企業の会計方針を適用する過程で行った判断を開示しなければならない(通常、HQCBの母集団の識別には判断が求められる)。

表1：IAS第19号に関するIFRS IC却下通知の要旨

| トピック | 結論の要旨 |
|---|--|
| 割引率の算定 (2002年2月) | HQCBについて厚みのある市場が存在せず、かつ国債の期間が給付債務よりもかなり短い場合の割引率をどのように決定するか。 IFRS ICは、IAS第19号にすでに十分なガイダンスがあるとして、この論点を却下した。 |
| 割引前の権利確定した 従業員給付 (2002年4月) | 従業員の退職時に支払予定の権利確定した給付を、割引前の金額で認識することが可能か。 IFRS ICは、IAS第19号は、権利確定した給付に関する負債の測定に、従業員の退職予定日が反映されるべき旨および負債は現在価値に割引られる旨を明記しているとして、議題とすることを却下した。 |
| 保険制度の分類 (2002年8月) | スウェーデンに創設された特定の保険型年金制度をどのように会計処理するか。 IAS第19号上、この制度については確定給付制度となることが明確であると考えたため、議題としないことを決定した。 |
| 合成的に作成した HQCBと同等の利回り (2005年6月) | <本文に説明あり> 優良社債 (high quality corporate bond : HQCB) について厚みのある市場がない国の場合、別の国の社債で合成的に作成した同等の利回りを参照することが可能か。 IFRS ICは、別の国の社債市場を参照して合成的に作成したHQCBと同等の利回りを使用することはできないとした。 |
| 従業員の長期勤続休暇 (2005年11月) | 従業員の長期勤続休暇はIAS第19号の範囲か、IAS第32号の範囲か。 IFRS ICは、IAS第19号は公式および非公式の取決めを含む幅広い従業員給付を対象にしており、IAS第32号の範囲から除外される従業員給付制度はIAS第19号の対象となると結論付けた。 |
| 特別賃金税 (2007年3月) | 確定給付に関連する税金は確定給付債務の一部として取り扱うべきか。 IFRS ICは、世界各国に年金費用に係るさまざまな税金が存在する可能性があり、それらが法人所得税 (IAS第12号) か、従業員給付 (IAS第19号) に関する費用か、その他の費用 (IAS第37号) かは判断によるとして、議題とすることを却下した。 |
| 縮小および負の過去勤務費用 (2007年5月) | 給付の削減を伴う制度改定は、制度の縮小または負の過去勤務費用のいずれとして会計処理すべきか。 IFRS ICは、制度の縮小と負の過去勤務費用の区別が曖昧であることに留意し、この論点をIAS第19号の修正プロジェクトに含めるようIASBに提言することを決定した。 この論点は、2011年のIAS第19号の修正により明確化された。 |
| 退職後給付 — 確定給付制度における 給付の帰属 (2007年9月) | IAS第19号は、確定給付制度における給付を、給付算定式に従って勤務期間に帰属させることを要求している。ただし、当該給付算定式により、後期の年度に著しく高い水準の給付が帰属されることとなる場合には、定額法で給付を帰属させることが要求される。 IFRS ICは、過去に、現在の給与を用いて表現される給付算定式が後期の年度に著しく高い水準の給付を帰属させることになるかどうかを判断する際に、予想される将来の昇給を考慮すべきかどうかを検討したことがある。IFRS ICは、IFRIC D9「拠出金又は名目的拠出金に係る約定収益による従業員給付制度」の結論の根拠において、現在の給与を用いて表現される給付算定式 (全期間平均給与と比例制など) が後期の年度に著しく高い水準の給付を帰属させるかどうかを判断するにあたって、予想される将来の昇給を考慮すべきであると記載していた。 なお、IFRIC D9における論点はIFRS ICおよびIASBにおいて、たびたび議論されていたが、適用対象を定めることが困難であることなどから、IAS第19号のリサーチプロジェクトなどにおいて検討することが望ましいと考えられた。結果的に、IFRIC D9は解釈として最終化されていない。後述の「拠出に対するリターンを保証している従業員給付制度 (2014年5月)」を参照のこと。 |
| 政府による制度変更 (2007年11月) | 政府による制度変更はどのように会計処理するか。 IFRS ICは、政府による制度変更は、事業主による制度変更と同じ会計処理が求められることは、IAS第19号のガイダンスから明確であるとして、議題とすることを却下した。 |
| 従業員拠出の取扱い (2007年11月) | 従業員拠出を一般的にどのように会計処理するか、および給付を支給するコストを従業員と事業主で分担する年金制度をどのように会計処理するか。 IFRS ICは、IAS第19号によれば制度の継続的な費用に対する従業員拠出は、企業の当期勤務費用の負担を減額すること、また、給付の支給時に支払われる従業員拠出は、確定給付債務の算定において考慮しなければならないことについて言及した。さらに、2つ目の論点について、制度の正式な規約 (または推定的債務) が企業に対して将来の期間に給付を変更するよう要求する場合には、債務の測定はそうした変更を反映させることをIAS第19号が要求していることについて言及した。 |
| 勤務期間中の死亡給付 (2008年1月) | IFRS ICは、従業員が雇用期間中に死亡した場合の支払 (「勤務期間中の死亡」給付) をどのように帰属させるか。 IFRS ICは、IAS第19号が、「従業員によるそれ以降の勤務が、それ以降の昇給の影響を除けば当該制度の下での重要な追加の給付を生じさせなくなる日まで」給付費用を帰属させることを要求していることに言及した。 |
| 制度資産の定義 (2008年1月) | 企業が自社の従業員を対象とする年金制度に対して発行した投資または保険証券をどのように会計処理するか。 当該保険証券が、グループ企業が従業員給付基金に対して発行したものである場合、その取扱いは当該保険証券が「報告企業が発行した譲渡不能の金融商品」であるかどうかによる。当該保険証券が関連当事者によって発行されたものである場合、適格な保険証券の定義を満たさない。 |

*P30に続く

税引前または税引後の割引率(2013年7月)

IFRS ICは、確定給付制度債務の計算に使用する割引率は、税引前の割引率なのか、もしくは税引後の割引率なのかを明確化するよう要請を受けました。

要請者の法域における税制は、次のように要約できます。

- (a) 企業は、制度に対する拠出金について損金算入を受けらる。
- (b) 当該制度は、受け取った拠出金および稼得した投資収益に係る税金を支払う。
- (c) 当該制度は、支払った給付についての損金算入を受けない。

IFRS ICは、IAS第19号が示す以下の点に留意しました。

- (a) 確定給付債務の測定に関する設例は、支払うべき拠出金および給付に係る税金のみを扱っている。
- (b) 制度資産に係る収益を算定する際に、企業は、制度資産の運営管理に係る費用および制度自体による未払税金(確定給付制度債務の測定に使用された数理計算上の仮定に含まれている税金以外)を減額する。
- (c) 当該債務の測定は、制度が実際に保有する制度資産の測定から独立していなければならない。
上記に基づき、IFRS ICは、確定給付制度債務の計算に使用する割引率は、税引前の割引率とすべきであると考えました。

| トピック | 結論の要旨 |
|---|---|
| 業績ハードルに基づく年金の約定(2008年1月) | 年金約定が一定の業績目標の達成に基づく場合、確定給付債務をどのように測定するか。 IAS第19号では、退職後給付を支給する最終的なコストを算定する変数についての企業の最善の見積もりを数理計算上の仮定とすべきとしている。業績目標は、退職後給付を支給する最終的なコストに影響を与える変数であるため、それらを給付額の算定に含めなければならない。さらに、業績目標の設定が給付に影響を与える場合、給付の勤務期間への帰属に対する影響も考慮しなければならない。IFRS ICは、上記のIAS第19号の要求事項に基づき、実務における多様性は予想されないとして、議題とすることを却下した。 |
| 清算(2008年5月) | 確定給付制度が、制度対象者に対して、継続的な支払ではなく、退職時での一括支払を選択肢として認めている場合、IAS第19号における確定給付制度の清算にあたるかどうか。 IFRS ICは、確定給付債務の測定の基礎となる数理計算上の仮定で考慮する事象は、IAS第19号に基づく清算として取り扱わないことに言及し、実務における多様性があまりないと考えられることから、議題としないことを決定した。 |
| 従業員利益分配に関する法定の取決めの会計処理(2010年11月) | 税法に従って計算された利益の10/パーセントを従業員に分配することを企業に対して要求する法定(従業員利益分配:EPS)の取決めはどのように会計処理するか。 IFRS ICは、EPSに関する取決めは従業員に支払うべき金額を税法に従って計算するものではあるが、従業員給付(IAS第19号)の定義を満たすとした。IAS第19号に従い、企業は、EPSの取決めに関連する、将来に予想される課税所得と会計上の利益との差額の戻入れに関連する資産または負債を認識してはならない。IFRS ICは、IAS第19号が十分なガイダンスを提供しており、実務において著しい多様性は予想されないとして、議題に加えないことを決定した。 |
| 権利確定条件付きの確定拠出制度(2011年7月) | 権利確定条件が、確定拠出制度の会計処理にどのような影響を与えるか。 IFRS ICは、IAS第19号は権利確定条件が事業主に対して不足分を補うための追加拠出を要求しない場合、権利確定条件の有無が確定拠出制度としての分類に影響することはないとした。さらに、IAS第19号に基づく確定拠出制度の会計処理は、当該制度を運営する別個の事業体に対して拠出を行う事業主の義務に着目していることにも、IFRS ICは言及した。従って、確定拠出制度に対する各拠出は、事業主が確定拠出制度に対する拠出について支払義務を負う勤務期間にわたって、費用として認識するか、負債(未払費用)として認識しなければならない。この勤務期間は、確定拠出制度から給付を受け取る資格を従業員に与えるための勤務期間とは区別し、返金は、事業主が返金を受け取る権利を得た時点で資産および収益として認識する。IFRS ICは、実務において著しい多様性は予想されないとして、議題としないことを決定した。 |
| 「時短労働(Altersteilzeit)」制度に対する解雇給付の定義の適用(2012年1月) | ドイツの「時短労働(Altersteilzeit)」制度にIAS第19号の解雇給付の定義をどのように適用するか。 IFRS ICは、当事例は、報奨金の支払が一定期間にわたる従業員の勤務の完了を条件としていることから(IAS第19号162項(a)と整合)、給付が当該勤務の見返りであることを示しており、従って、当該給付は解雇給付の定義を満たさないとした。 |
| 拠出ベース約定の会計処理:IAS第19号の2011年の修正の影響(2012年9月) | 拠出ベースの約定は、2011年の修正後のIAS第19号において、どのように会計処理されるのか。 IAS第19号の2011年の修正では、リスク分担の特徴の取扱いが明確化された。IFRS ICは、IASBがこの修正において、拠出ベース約定に固有の要素を取り扱う意図がなかったことを言及した。従って、当該約定が従業員と事業主との間のリスク分担契約の要素も含んでいる場合を除いて、2011年の修正により、拠出ベース約定の会計処理に変更は生じないと予想している。上記により、IFRS ICは、当論点を議題としないことを決定した。 |
| 数理計算上の仮定:割引率(2013年11月) | <本文に説明あり> 「AA」よりも低い格付けの社債をHQC&Bと考えることができるか。 IFRS ICは、「優良」という用語は、絶対的な信用度を反映するものであり、社債の所与の母集団についての相対的な信用度の概念ではないとした。 |
| 税引前または税引後の割引率(2013年7月) | <本文に説明あり> 確定給付債務の計算に使用する割引率は、税引前なのか、税引後のものか。 IFRS ICは、IAS第19号のガイダンスに基づき、税引前の割引率を使用しなければならないとし、この論点を議題に加えないことを決定した。 |
| 拠出に対するリターンを保証している従業員給付制度(2014年5月) | 拠出に対するリターンを保証している従業員給付制度はどのように会計処理するか。 こうした制度は、IAS第19号を当初開発したときには想定されていなかった制度であり、最近増えてきている制度である。こうした制度の会計処理に関して、実務で多様性がみられている。IFRS ICは、こうした制度の会計処理の要求事項の開発は、IASBの調査研究アジェンダを通じて行う方が適切に扱えると考え、IFRS ICの議題に加えないこととした。 |
| 確定給付制度において保有する長寿スワップ(2015年3月) | 確定給付制度が保有する長寿スワップは、制度資産として公正価値で測定すべきか、「適格な保険証券」として他の基礎で測定すべきか。 このようなスワップに関する一般的な実務は、長寿スワップを制度資産の一部として公正価値で測定することであり、実務における多様性は予想されないとして、議題としないことを決定した。 |

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

Tel: 03-6212-6800 Fax: 03-6212-6801

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社(PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む)の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC Japan Group represents the member firms of the PwC global network in Japan and their subsidiaries (including PricewaterhouseCoopers Aarata LLC, PricewaterhouseCoopers Kyoto, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan, PwC Legal Japan). Each firm of PwC Japan Group operates as an independent corporate entity and collaborates with each other in providing its clients with auditing and assurance, consulting, deal advisory, tax and legal services.

